

平成30年7月豪雨により被災された方へ

## 町税および保険料の減免等のご案内

里庄町町民課（税務担当）

平成30年7月豪雨により被災された方におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

さて、災害により被害を受けた場合には、次のような制度がありますので、お困りの際は、里庄町 町民課 税務担当（☎0865-64-3113）へご相談ください。

### 〇減免について

| 税目                                                | 減免の要件                                                                                                               | 減免割合     |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 町 県 民 税<br>(個 人)                                  | ①納税義務者が死亡したとき、または生活保護法による生活扶助を受けることになったとき                                                                           | 全部       |
|                                                   | ②納税義務者が障害者になったとき                                                                                                    | 10分の9    |
|                                                   | ③納税義務者（同一生計配偶者または扶養親族を含む）の所有する住宅または家財が被災し、その損害額が住宅または家財の価格の10分の2以上の損害があり、前年中の所得が1,000万円以下の場合<br>※床上浸水、半壊以上の住宅が対象です。 | 8分の1～全部  |
| 固 定 資 産 税                                         | 納税義務者の所有する資産に係る固定資産（土地、家屋、償却資産）につき、10分の2以上の損害があったとき<br>※土地については、田、畑、宅地（宅地比準の土地も含む。）が対象です。                           | 10分の4～全部 |
| 国 民 健 康<br>保 険 税<br>および<br>後 期 高 齢 者<br>医 療 保 険 料 | ①主たる生計維持者が死亡したとき、または重篤な傷病を負ったとき                                                                                     | 全部       |
|                                                   | ②主たる生計維持者が行方不明になったとき                                                                                                | 全部       |
|                                                   | ③主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が10分の3以上見込まれるとき                                                                  | 10分の2～全部 |

|                              |                                                                                                |                       |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 国民健康保険税<br>および<br>後期高齢者医療保険料 | ④主たる生計維持者の居住する住宅が被災したとき（床上浸水、半壊以上が対象。）                                                         | 2分の1～全部               |
|                              | ⑤主たる生計維持者以外の被保険者が行方不明になったとき                                                                    | 行方不明になった被保険者の保険税（料）全部 |
| 介護保険料                        | ①主たる生計維持者が死亡したとき、重篤な傷病を負ったとき、または障害者になったとき                                                      | 全部                    |
|                              | ②主たる生計維持者が行方不明になったとき                                                                           | 全部                    |
|                              | ③主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が10分の3以上のとき                                                 | 10分の8～全部              |
|                              | ④被保険者の居住する住宅が被災したとき（床上浸水、半壊以上が対象。）                                                             | 10分の5～全部              |
| 申請時に必要な書類                    | 減免申請書、り災証明、被災状況がわかるもの、損害保険などから補てんを受けることがわかるもの<br>※申請の内容によって必要書類が異なりますので、電話にてお尋ねください。           |                       |
| 申請期限                         | 平成30年9月10日（月）<br>※事情があり期限までに申請ができない場合は、ご連絡ください。                                                |                       |
| 提出先                          | 里庄町 町民課 税務担当 ☎ 0865-64-3113（直通）<br>※まず電話でお問い合わせください。                                           |                       |
| その他                          | ①所得の状況や、損害保険などから補てんされる金額によって、減免の対象とならない場合があります。<br>②対象となる町税及び保険料は、平成30年7月5日以後に納期限が到来するものが対象です。 |                       |

## ○町税・国民健康保険税の納期限の延長について

災害により被害を受けたため、納期限までに納めることができないと認められる場合は、申請により納期限を延長できることがあります。

## ○町税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の徴収の猶予について

災害により被害を受けたため、一時的に町税や保険料を納めることができないと認められる場合は、申請に基づき一定の限度で納税（付）が猶予されます。